

質問第九九号

日本放送協会制作のテレビ番組における喫煙シーンの撮影現場に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十二月五日

松沢成文

参議院議長山東昭子殿

日本放送協会制作のテレビ番組における喫煙シーンの撮影現場に関する質問主意書

日本放送協会（以下「NHK」という。）が制作する大河ドラマ「いだてん～東京オリムピック騒ぐ～」において、屋内で受動喫煙を伴う喫煙シーンが繰り返し放送されている。同テレビ番組の撮影が行われている屋内の制作現場は、俳優やスタッフが働く職場であり、昨年七月に成立した健康増進法の一部を改正する法律による改正後の健康増進法（以下「改正健康増進法」という。）が喫煙を規制する対象施設となつている。そこで、同テレビ番組における喫煙シーンの撮影現場の在り方に関して以下質問する。

一 改正健康増進法第二十五条の三は、屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとしている。同条は、本年一月二十四日より施行されていることから、この日以後、同テレビ番組が撮影された制作現場では同条に違反する行為が行わっていたものと考えられるが、政府の見解を示されたい。

二 改正健康増進法が来年四月一日に全面施行されることに伴い、この日以後、「第一種施設」や、経過措置対象施設及び喫煙専用室を除く「第二種施設」に属するテレビ番組の制作現場では、喫煙シーンの撮影は禁止されると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。